

北日本漁業経済学会第42回（2013年11月9～10日）

一般報告 「水産特区」（宮城）成立過程と問題点及び課題

○網島不二雄（元札幌大学）

小川 静治(株)フロムイン)

I. はじめに

大震災直後の混乱の中、復旧に努力を傾注していた漁業者に宮城県知事は「水産特区」構想を突如つきつけた。民間資本の導入による復旧の加速が名目であった。ひきおこされた浜の混乱をそのままに、「水産特区」は2013年4月4日の地域協議会開催4月10日申請、同19日水産庁了承、そして4月23日認可というスピード決着をみた。

5年に一度の漁業権更新機会に、あらたに「特区」として発足した「桃浦カキ生産者合同会社」は、区画漁業権を得て、9月1日より操業している。

本報告では、この間の経過をトレースするとともに、そこで明らかになった、現行漁業法上の問題点を掘り起こし、あらためて、漁業権、漁業振興の今後についての課題を提起しようとするものである。

その中でとくに取り上げるのは、①「特区」申請手続上の瑕疵、②民主化を土台とする漁業法、その具体的担保としての機能を持つ海区漁業調整委員会の軽視、無視、③浜の混乱を招いてまでも強行した国・県の意図、④広大な被害をもたらした大震災における復興手段としての「創造的復興」論その具体案としての「水産特区」構想の現実との矛盾の四点である。

II. 申請手続き上の瑕疵

国への「特区」申請は、地元漁業者の反対に一切耳を傾けずに行われた。地元漁業者との話し合いは表-1-3に示す日程で地元漁業者に通知された。しかし説明会は出席がほぼないままに、地元石巻支部の役員、LLC 関係者のみに対して、一方的な「特区」方針に関する説明に終始した。その結果、多忙きわめる地元漁業者にあらためて文書（表-3-1下欄）回答を求め、その結果を集約し申請書に記載した（同表上欄）。しかし、回答なしと記載された生業維持、水面の総合的利用に関しては、アンケートは、生業維持に関して7名、水面の総合的利用に関しては、12名の方が意見を出している。また、多くの回答に水産特区反対と書かれているが、これはアンケートの意図とは異なるとして、その他で表示している。現地では「特区」申請の条件は整っていなかったのである。まさに、これは申請手続き上の瑕疵という以外にない。

III. 海区漁業調整委員会の軽視・無視

漁業法では、第一条、目的において「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって、水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させあわせて民主化を図ることを目的とする」とされている。その漁業調整の役割を果たす役割をもつのが、海

区漁業調整委員会である。

漁場計画の作成、漁業権の免許、その他一切の行政庁の処分について必ず漁業調整委員会の意見を聞かねばならないとされている。戦後初めて採用された行政委員会であり、一般の行政から多かれ少なかれ独立性も担保されており、一定の行政権を行使しうる機関だけでなく、自ら規則を制定しうる準立法的功能を有し、また裁定策を行使しうる準司法的功能を有する合議制の行政機関である。

参考資料 1、及び 2、に示す条文とくに（免許の内容等の事前決定）第 11 条第 4 項からも、今回の「水産特区」導入にあたっては、実質的には「特区」漁業権免許申請者とも言える知事は、当然のことながら、「特区」導入の意図、漁場計画を海区漁業調整委員会にあらかじめ諮問すべき性質の事象であり、この作業を（意図的と思われるが）省略し、2013 年 3 月 25 日の第 389 回委員会に直接諮問したことが、混乱の元凶となっている。

なぜならば復興特区法では、漁民会社の区画漁業権の漁業法上での第 3 順位を第 1 順位とすることを決定したにとどまり、その実行手続は従来通り漁業法に委ねられているからである。したがって、漁業者の圧倒的反対が強く、とくに地元漁協支所では、漁民間の反目も出ている状況であるから、当該地区の漁場計画を海区漁業調整委員会で議論し、民主的な決着を目指すには、ともかく事前のしっかりした話し合いが不可欠だったのである。

また、第 391 回委員会で、別途答申（表—3-3 参照）（別紙 1—2、1—3 参照）の採用を確信して多くの委員が賛成し「特区」の漁場計画は承認されたのであるが、その答申に沿って開催された協議会で、地元支所と LLC の間で一定の同意が成立したにもかかわらず県は態度を変えず従来通りとした。地元漁協、LLC 両者の同意にも背を向け原案を強引に通した知事の態度は、とにもかくにも「漁業権の民間開放」を目指す強権的行政と断ぜざるを得ない。もし、訂正を受け入れれば、申請内容の変更が必要となり一斉免許更新に間に合わなくなるからである。地元漁業者のギリギリの話し合い（これは国からも強く求められている）をも無視したのである。以上のことは、漁業法に位置づけられた海区漁業調整委員会を無視した県の独断的行為といえる。

IV. 浜の混乱と県・国の強権的対応

桃浦を含む茨浜湾内の各浜では、震災前から六次産業化に向けての独自の議論が進められていた。湾内漁港の集約化についても一部議論が行われていた。そこに突如の「水産特区」構想である。65 戸中 63 戸が流出し、後継者が他業種に就職し地元を離れていることもあり、区は早々に解散を決め、仮設住宅も建てなかった桃浦地区のかき漁業者が、特区の対象となりそれに手を挙げたのが混乱の始まりといえる。

県は、一方の民間企業として（株）仙台水産の参入を繰り返し要請した。仙台水産は、地元の大卸会社であり、従来まで、震災後も、漁業者への支援を続けている企業である。結局、仙台水産は県の説得に応じ、2012 年 8 月 30 日「桃浦かき生産者合同会社（LLC）」が設立されたのである。出資割合は、漁民：仙台水産は 450：440、社員

は16名中15名漁業者、1名は執行役員である。形式的には、漁民会社である。

LLCは、2012年10月30日に県漁協への加盟が承認され、県漁協の一員となった。実は、この時点でLLCは、「特区」の対象となる経営環境を脱したことになり、「特区」の適用対象からは除外されるべき存在となったと理解される。しかし県は2013年4月に同社を「特区」認定するよう国に申請したのである。一方、県漁協は当然のことながら組合員であるLLC社員15名分の漁場計画を策定、提出したのである。この案に対して県は何ら対応しなかったのである。申請に必要な十分な話し合いはなかったのである。くり返しになるが、今回の知事の行動は、ともかくも最終的に「特区」を成立という一点突破作戦そのものと言わざるを得ない。

V. 漁村・農村被災と「創造的復興」の矛盾

大震災は、県沿岸部すべてに壊滅的被害を及ぼした。これに対して、県知事は復興理念として、「創造的復興」をかかげた。阪神淡路大震災の折に、兵庫県貝原知事が提唱したもので、後に氏自身が失敗だったと述懐した理念である。今回の大震災では、県内142の漁港すべてが被災し、生業を主とする漁業者にとっては、当面の復旧が最大の課題であり、困難な状況の中、必死の努力を払っていたのである。その場に「民間資本の導入」「単なる復旧ではない復興」というのは、余りにも被災の現実を無視した理念と言わざるを得ない。最初からポタンのかけ違いが起っていたのである。岩手県知事が「生業の復旧」「被災全漁港の復旧」を明言したのとはまさに好対照である。

膨大かつ広域にわたる漁村の被災に対して「水産特区」の導入、しかも「一漁民会社」に対する「特区」適用に何故これほどまでの努力を傾注しているのか、理解に苦しむざるを得ない。

ただし、今回「民主化」を掲げる現行漁業法に一穴を穿ったことは事実である。この事実はきわめて重いものである。

VI. おわりに

加瀬和俊氏は、今回の「特区」成立に際し、『漁業「特区」何が問題か』（加瀬和俊：漁協ブックレット①、2013年5月13日）を著わし、この問題の所在、漁業権の民間への開放論のもつ問題点指摘等々、大局的見地から論じておられる。その上で「今回の事例からは、特区法を突破口として、一気に漁業法改訂に至るという流れは抑えられたといえそうである」（P.20）と述べつつ、一方では警戒感をもって対処する必要にもふれ「水産庁や漁業関係中央団体の対応に信頼して事態を任せておけばよいといった状況ではまったくくないことを、沿岸漁業関係者は肝に銘じ、自からの力で状況を動かす姿勢を固めなければならないと思われる」（P.24）とも述べておられる。

本報告は、この意を体すべく、海区漁業調整委員会に焦点をあてて事態の推移を分析したものである。

今荻浜湾は、漁協管理を直轄管理の二つの体制で水面の総合的利用が実施されている。県がその体制を整備することは、復興が急がれる今日きわめて重い負担となることは想

像にかたたくない。今求められるのは、この異常とも言える状況の収束を県が率先して進めることであり、同時に LLC と県漁協の話し合いを深めることである。

仙台水産は、漁業権開放は不要、協同組合精神には敬意というスタンスから生協との産消提携を行なっている企業である。県漁協と同社が事態打開に向けて従来の枠組みを超えて、新しい提携形態をこの機会に創出する意気込みでしっかりとした議論を積み上げるこそが今限りで限定されている今回の措置をその通り実現させる最良の策と思われる。それを同時に、海区漁業調整委員会の役割をより高める努力——今日の事態の中では、委員会の事務局担当である水産業振興課が「特区」の申請業務を担当していたといった状況は、不正常的な委員会運営を当然招くことになったのである。——それと同時により広範な情報開示努力が必要と考える。

最後に、漁業権開放に関わって、加瀬氏もふれておられるが、漁港漁村の将来をどう見るかという点にふれておきたい。

日本の漁港漁村は、大半が市場経済の周縁部に位置している。その条件下で、規模の差はあれ、漁港を中心に、地域小経済圏を形成してきたのであり、この存在は、実は市場包摂が進む条件下にはないある種、特異な存在である。しかも地域資源管理、景観保全といった面では、連綿ときづいて来た歴史をもっているのであり、その保全こそ施策の対象とすべきものである。加瀬氏が説く、自己矛盾に満ちた小漁港漁村の解体論こそ現実を直視した具体策を提起すべき時を迎えているといえるのである。周囲を豊かな海に囲まれた日本各地の漁港漁村が消滅するような事態は、国としての資源管理、環境保全にとどまらない多くのリスクを想定せねばならなくなるのである。

表一 1 - 1 水産業復興特区申請に関する経過

2011年	5月10日	村井知事が政府の復興構想会議で、水産特区を提案。
	5月13日	県漁協は撤回を求める要望書を提出
	6月21日	県漁協幹部と知事意見交換、1万4千人の署名提出
	6月25日	東日本大震災復興構想会議が提言公表、「水産特区」明示
	6月28日	水産庁「水産復興マスタープラン」発表、 「水産特区」盛り込む
	7月	全漁連が特区反対決議
	10月18日	県議会が同特区の撤回を求める請願不採決
	12月26日	「復興特区法」施行
2012年	8月30日	桃浦地区の漁業者と仙台水産が合同責任会社 「桃浦かき生産者合同会社」(LLC)を設立
	9月	村井知事が桃浦地区での特区導入方針を表明
	10月11日	県議会が特区関連議案を可決、漁業関係者の合意を得る ように促す付帯意見をつけた。
	10月30日	同社が県漁協に加入(同時に施設保有漁協にも加入)
	11月19日	知事、特区を13年9月までに導入意向表明
	11月21日	区割りについて県、現地調査開始(別表参照)
2013年	3月6日	同社が7トンを超えて初出荷し、県内スーパーで販売
	3月25日	第389回海区漁業調整委員会 (「海区」については、別表参照)
	4月4日	県が同社、県漁協などによる地域協議会を開催
	10日	県が同特区を国に申請
	4月15日	復興庁が水産庁に同意協議申請
	19日	水産庁「同意」
	23日	国が同特区を認定
	5月31日	知事「特区」を含む漁場計画を「公示」
	(8月30日)	県が「桃浦かき生産者合同会社」に漁業権免許

資料：2013年4月24日付 毎日新聞をもとに作成

表一 1 - 2 水産業復興特区について

水産業復興特区に係る制度化及び仙台水産参画の経緯について

<主な経過>

○ 2011年4月

◇ 宮城県水産業震災復興方針（素案）検討

重点施策の一つとして以下を検討

沿岸漁業や養殖業は、漁船、養殖施設など生産基盤のほとんど全てを流出し、生産基盤も崩壊しており、個人での漁業の継続は極めて困難な状況にある。

このようなことから、現在の漁協の基盤強化のみならず、漁業者自らによる共同組織化や、民間資本の導入を念頭に入れた漁業会社など、沿岸漁業の再生に向けた新たな漁業者組織の設立も検討する必要がある。

◇ 知事から、水産業についても民間の力、民間の技術、民間の資金を導入する仕組みをつくることを前提に施策を検討するよう指示あり。

○ 2011年4月20日、28日、5月2日

知事、副知事、農林水産部長、農林水産部次長、担当課長とのブレインストーミング

○ 2011年5月10日

東日本大震災復興構想会議において知事が水産復興特区構想を提案

○ 2011年12月26日

東日本大震災復興特別区域法施行（水産業復興特区の法制化）

○ 2012年1月26日

仙台水産において知事が島貫会長に対し水産業復興特区制度の説明

○ 2012年6月18日

仙台水産において知事が島貫会長に対し、桃浦地区での取組に対し支援企業として参加するよう要請

○ 2012年8月30日 桃浦かき生産者合同会社設立

○ 2012年10月9日 仙台水産が桃浦かき生産者合同会社に参画

○ 2012年10月30日 県漁協桃浦かき生産者合同会社、組合加入承認
同時に、石巻中部施設保有漁協の組合員資格取得
(県漁協の施設利用が可能となる)

○ 2013年8月30日 「桃浦かき生産者合同会社」に区画漁業権
(農林水産部資料より作成)

表一 1 - 3 水産業復興特区申請に係る経過について

○ 水産庁による現地調査（2012年）

1. 10月31日～11月3日 水産庁による現地調査

調査箇所：県漁協、小竹浜、桃浦、佐須浜・沢田、萩浜、月浦、折浜・蛤浜
侍浜、合同会社、海区漁業調整委員、県

○ 県漁協や近隣漁業者の理解を得るために実施した活動（2012年）

1. 11月14日、20日 県漁協本所・石巻地区支所に対し、県による漁場の区割りに係る調査について説明

関係支部の漁業者に対し漁場の区割りに係る調査を実施することについて県から説明

2. 11月21日～24日 各支部に対して現地調査の実施（4回）

萩浜、月浦、侍浜、折浜、蛤浜、小竹浜支部に対して、漁場の利用状況等の現地調査を実施

3. 11月27日 知事と石巻地区支所漁業者の漁業権に関する懇談会開催

石巻地区支所漁業者に対して、特区に関する県の考え方や漁場利用に係る周辺の浜との関係などについて説明

4. 11月28日～12月13日 洋上での漁場確認・現地調査（6回）

萩浜、月浦、侍浜、折浜、蛤浜、小竹浜支部の各漁場について洋上調査及び漁場利用等の現地調査を実施

5. 12月2日～17日 桃浦支部の合同会社以外の漁業者との意見交換（6回）

合同会社以外の組合員に対して漁場利用等について説明

○ 桃浦かき生産者合同会社の動向（2012年）

1. 10月30日 「桃浦かき生産者合同会社」組合加入

石巻地区支所資格審査委員会（17日）、県漁協資格審査委員会（25日）
経営管理委員会（30日）を経て組合員となる。

2. 12月12日 漁業権行使規則変更に係る県漁協総会の部会開催

合同会社が関係する桃浦の全ての漁場における行使規則の変更が承認された。

（農林水産部資料より作成）

表一 3-1 区割り案に関する意見の聴取の結果について

(国への「水産特区」申請書の一部)

3月8日に桃浦地区及び周辺地区の関係漁民に対し文書にて通知した結果は以下の通りとなり、区割り案について、地元漁民の生業の維持及び特区適用漁場に属する水面の総合的利用に支障ないことを確認した。

1. 回答・参加数

- ・ 書面にて回答：51名（小竹地区14、蛤浜地区1、折浜地区8、桃浦地区8、侍浜地区4、月浦地区6、萩浜地区10）
- ・ 意見を聞く場：平成25年3月16日16時～19時 5名
 平成25年3月17日10時～12時 1名
 13時～15時 0名
 計 6名

合 計 延べ57名

2. 結果

- (1) 地元漁民の生業の維持に関する意見・・・・・・・・なし
- (2) 特区適用漁場の属する水面の総合的利用の支障に関する意見・・・・・・・・なし
- (3) 特区に反対する意見・・・・・・・・55名
- (4) その他・・・・・・・・2名

<参考>

3月8日配布文書で回答を求めたアンケート（A4版一枚）

所属支部名	氏名
(正組合員・准組合員)	
営んでいる漁業：	
【生業の維持及び水面の総合的利用に関する意見】	

表一 3 - 2 宮城県の復興推進計画（漁業権特区）に係る同意 3 要件の合致状況
 （国への県「水産特区」申請書の一部）

農林水産大臣による 同意の 3 要件	要件に 合致・不合致	理 由
<p>地元地区における経済活動が停滞し、地元の漁業者のみでは養殖業の再開が困難であること</p> <p>＜桃浦地区状況＞</p>	<p>合 致</p>	<p>○桃浦地区は震災により、カキ養殖施設、漁船や陸上施設、住居が壊滅。当初、桃浦地区でカキ養殖業の再開を希望したのは、19名中3名のみ。</p> <p>○住民の多くが桃浦地区を離れたため、カキ剥き作業の人材確保も困難な状況。</p> <p>○漁民グループと民間企業が連携した法人の設立を検討し、新たな地域の経済・雇用の基盤とする方向性を模索した結果、14名の地元漁民がカキ養殖業再開の意志を固めることができ、合同会社の社員として、カキ養殖業に従事。</p>
<p>地元漁民の生業の維持等地元地区の活性化に資する経済的社会的効果が確実に存在すること</p> <p>＜桃浦地区の漁民＞</p>	<p>合 致</p>	<p>○桃浦地区の漁民15名が、合同会社の社員としてカキ養殖業に従事。同会社に経営参画した地元の水産物卸売会社と連携して、加工から販売までの一貫した取組を行い、平成28年までに、被災前の年間生産額の50%向上を目指す計画。</p> <p>○合同会社に参加しない桃浦地区の漁民の生業が維持されるよう、当該漁民の要望を全面的に受け入れて、桃浦地区の漁場を区割り。漁業を再開する可能性のある者のための漁場までも確保。</p>
<p>水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>＜周辺地区の漁民＞</p>	<p>合 致</p>	<p>○桃浦地区の漁民が従来カキ養殖で使ってきた漁場で、合同会社の社員となって、引き続きカキ養殖業に従事するもの。周辺地区との漁場の区割りに実質的に影響を与えるものとはなっていないところ。</p> <p>○合同会社は、周辺地区の漁民に対し、特区適用漁場で行われてきたカキ養殖以外の沿岸漁業について、従来通りの操業を保証し、支障を及ぼさない旨誓約。</p> <p>○周辺地区の漁民によるアンケート調査においても、水面の総合的利用に支障が生じるとの具体的な意見なし。</p>

（宮城県農林水産部資料より）

表一 3-3 「水産特区」に関する海区漁業調整委員会の審議過程

2013・3・25	第389回宮城海区漁業調整委員会 県「漁業計画（案）」提示 漁業者に事前の連絡もなく一方的原案提示に反対続出
2013・4・15	宮城海区漁業調整委員会公聴会 県漁協石巻支所管内の区画案の無視、特区区画の無理等が議論された
2013・4・24	第390回宮城海区漁業調整委員会 県「漁場計画（案）」審議・公聴会の結果報告はなく、議論継続
2013・5・14	第391回宮城海区漁業調整委員会 採決に入り、①県漁協石巻支所から要請のあった漁場計画につき無用な混乱が起きないように必要な関与 ②航路も含め組合要望を尊重し、適切に処理、 の二点も含む答申を付して、漁場計画は3分2以上の賛成を得て採決された。
2013・5・20	海区調整委員会答申に関する協議 航路を中心につっこんだ協議、県の航路の変更が特区の区画確保のためとの事実も明らかに。県漁協と桃浦合同会社の間で、直線航路の設定で合意成立
5・28	5・14海区調整委員会の答申の実行による県漁協、桃浦かき生産者合同会社の間での合意に対する県の回答 県はあくまで原案でいくと言明
2013・6・18	第392回宮城海区漁業調整委員会 反対を押し切ったの2013年5月31日県知事の漁業計画の公示（宮城県広報第2461号）
2013・7・12	第393回宮城海区漁業調整委員会
2013・8・7	第394回宮城海区漁業調整委員会 漁業権免許申請者の「適格性」について審議 桃浦かき生産者合同会社の適格性につき、採決の結果、実出席14人中8人が「適格性なし」としたにもかかわらず、「不適格要件」成立には3分の2以上の同意が必要なため、「適格性」ありとの結論
2013・8・31	臨時漁業調整委員会 石巻支所管内「桃浦かき生産者合同会社」（県が漁業権直接管理）と地元とのあつれき防止、対処のための対応策につき協議

参考資料—1

東日本大震災復興特別区域法（抜すい）

第二節 認定復興推進計画に基づく事業に対する特別の措置

第一款 規制の特例措置

（漁業法の特例）

第十四条 特定地方公共団体である県が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、特定区画漁業権免許事業（復興推進計画の区域内の特定区画漁業権（漁業法第七条に規定する特定区画漁業権をいう。）に係る地元地区における経済活動が東日本大震災の影響のため停滞し、かつ、当該地元地区内に住所を有する漁業者のみでは水産動植物の養殖の事業のために必要な施設の整備、人材の確保その他の措置を行うことが困難であると認められるときに、当該事業を行うことを通じて当該地元地区の復興の円滑かつ迅速な推進を図るのにふさわしい者に特定区画漁業権の内容たる区画漁業の免許をする事業をいう。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた県の知事は、同法第十八条の規定にかかわらず、同法第十六条第六項又は第八項に規定する者であつて、次に掲げる要件に該当し、かつ、水産動植物の養殖の事業を最も適切に行うことができると認められるものを第一順位として認定復興推進計画に定められた特定区画漁業権免許事業に係る免許をすることができる。

- 一 当該免許を受けた後速やかに水産動植物の養殖の事業を開始する具体的な計画を有する者であること。
- 二 水産動植物の養殖の事業を適確に行うに足りる経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。
- 三 十分な社会的信用を有する者であること。
- 四 その者の行う当該免許に係る水産動植物の養殖の事業が漁業生産の増大、当該免許に係る地元地区内に住所を有する漁民の生業の維持、雇用機会の創出その他の当該地元地区の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすことが確実であると認められること。
- 五 その者の行う当該免許に係る水産動植物の養殖の事業が当該免許を受けようとする漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

参考資料－２

漁業法（抜すい）

（漁業の免許）

第 10 条 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

（免許の内容等の事前決定）

第 11 条 都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間又は地元地区若しくは関係地区を変更することができる。

3 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第 1 項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区を定めるべき旨の意見を述べることができる。

4 海区漁業調整委員会は、前 3 項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。

5 第 1 項又は第 2 項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは関係地区を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事は、これを公示しなければならない。

6 農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第 1 項又は第 2 項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは関係地区を定め、又はこれを変更すべきことを指示することができる。

第 11 条の 2 都道府県知事は、現に漁業権の存する水面についての当該漁業権の存続期間の満了に伴う場合にあつては免許予定日の 3 箇月前までに、前条第 1 項の規定による定めをしなければならない。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第12条 第10条の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。